

## 第 8 章 性的自由に反する罪

### 第 1 節 性的侵害の罪

第 178 条 (2023 年改訂) ① 同意なしに他人の性的自由を侵害する行為を行った者は、性的侵害の責任者として 1 年から 4 年の禁固刑に処せられる。同意があると解されるのは、事案の状況を考慮し、人の意思を明確に表示する行為によって自由に表明された場合に限られます。

② いずれにしても、暴力、脅迫を用いてあるいは優越的状态または被害者の脆弱的状态を濫用して行われる性的内容の行為、同じく、感覚を奪われている、または、その精神状態が悪用される人の上に行使される性的内容の行為、および、何らかの理由で被害者の意志が無効になった場合に行われる性的内容の行為は性的侵害とみなされる。

③ 暴行または脅迫を使用して性的侵害が行われた場合、または、何らかの理由で意志を失った被害者に対して侵害が行われた場合、有責者は 1 年から 5 年の禁固刑に処せられる。

④ 裁判機関は、判決の中で理由を述べ、暴力や脅迫がない場合、被害者が何らかの理由でその意思を失った場合、または、第 180 条の事態が存在しない場合には、行為の軽微な性質および有罪者の個人的状況を考慮して、禁固刑をその上限を上下限の差分の半分下回らせて、または、18 月から 24 月の罰金刑を科すことができる

第 179 条 (2023 年改訂) ① 性的侵害が、膣腔、肛門または口腔を通しての肉体的接触あるいは身体部位または物体の前 2 者への挿入で構成されるときは、強姦犯として、4 年から 12 年の禁固刑に処せられる。

② 前項で言及する侵害が暴力または脅迫を用いて行われた場合、または、被害者が何らかの理由で意思を失った場合、6 年から 12 年の禁固刑が科される。

第 180 条 (2023 年改訂) ① 上記の行為は、次の事由のなんらかが伴うときは、第 178 条第 1 項の侵害に対しては 2 年から 8 年の禁固刑に、第 178 条第 3 項の侵害に対しては 5 年から 10 年の禁固刑に、第 179 条第 1 項の侵害については 7 年から 15 年の禁固刑に、また、第 179 条第 2 項の侵害については 12 年から 15 年の禁固刑に処せられる：

1. 二人以上の共同行為によりその行為が犯されたとき。
2. 極めて重大な暴力または特に品位を傷つけ、屈辱的な性質を有する行為が、性的侵害に先立った、または、伴ったとき。
3. 第 181 条に規定する場合を除き、年齢、疾病、障害またはその他の事情により特別な脆弱な状況にある者に対してその行為が犯されたとき。
4. 被害者が、妻、または、同居していなくても同様な愛情関係で結ばれているまた

は結ばれていた女性である、もしくは、あったとき。

5. 有責者が、犯罪の遂行のために、同居または親族の状況または関係、あるいは、被害者に関して優越関係を利用したとき。

6. 有責者が、本法第 149 条および第 150 条に規定されている死亡または傷害を引き起こす可能性のある武器またはその他の同様に危険な手段を使用したとき。ただし、第 194 条の 2 の規定を害しない。

7. これらの行為を犯すために、有責者が、この目的に適した薬物、麻薬またはその他の天然または化学物質を被害者に提供することにより、被害者の意思を喪失させたとき。

第 178 条または第 179 条に規定されている類型的な（犯罪）態様において上記の状況のいずれかが考慮される場合は、競合は本法第 8 条第 4 項の規則に従って解決される。

② 上記の事由のうち 2 個以上が発生した場合、本条第 1 項にそれぞれ規定されている刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

③ 本節に定めるすべての場合において、有責者が、当局（\*当局の人的範囲については第 24 条参照）、その職員または公務員としてのその地位を利用した場合には、さらに 6 年から 12 年の絶対的公権剥奪の刑が科される。

## 第 2 節 16 歳未満の未成年者に対する性的侵害の罪

第 181 条 **(2023 年改訂)** ① 16 歳未満の未成年者と性行為を行った者は、2 年から 6 年の禁固刑に処せられる。

これらのために、性行為には、犯行者の要求に応じて未成年者が第三者とともに行う行為、または、（未成年者）自身の上に行う行為が含まれると解される。

② 前項の行為において第 178 条第 2 項および第 3 項に規定されるいずれかの態様がなされた場合、5 年から 10 年の禁固刑が科せられる。

③ 裁判機関は、行為のより軽微な性質を考慮し、また、有責者の個人的状況を含むすべての寄り集まる状況を評価して、1 段階低い禁固刑を科することができる。ただし、暴力または脅迫が介入した場合、何らかの理由で意思を喪失した被害者の上に行われた場合、または、本条第 5 項に規定される状況が発生した場合を除く。

④ 性行為が、膣腔、肛門または口腔を通しての肉体的接触あるいは身体的部位または物体の前 2 者への挿入で構成されたときは、有責者は、第 1 項の場合は、禁固 8 年から 12 年に処せられる。また、第 2 項の場合は、禁固 12 年から 15 年の刑が科される。

⑤ 前各項に規定する行為は、以下のいずれかの状況が発生した場合には、対応する禁固刑でその下限を上下限の差分の半分上回らせて処せられる。

a) 二人以上の共同行為によりその行為が犯されたとき。

b) 極めて重大な暴力または特に品位を傷つけ、屈辱的な性質を有する行為が、性的侵害に先立った、または、伴ったとき。

c) 年齢、疾病、障害またはその他の事情により特別な脆弱な状況にある者に対して

その行為が犯されたとき、また、いずれにしても、4歳未満であったとき。

d) 同居していなくても、被害者が加害者のパートナーである、または、パートナーであった場合。

e) 犯罪の実行のために、同居または親族の状況または関係、あるいは、被害者に関して優越関係を利用したとき。

f) 有責者が、本法第149条および第150条に規定されている死亡または傷害を引き起こす可能性のある武器またはその他の同様に危険な手段を使用したとき。ただし、第194条の2の規定を害しない。

g) これらの行為を犯すために、有責者が、この目的に適した薬物、麻薬またはその他の天然または化学物質を被害者に提供することにより、被害者の意思を喪失させたとき。

h) そのような活動を実行することに専念する犯罪組織または集団内で犯行が行われたとき。

本条第1項および第3項で規定されている類型的な（犯罪）態様において上記の状況のいずれかが考慮される場合は、競合は本法第8条第4項の規則に従って解決される。

⑥ 上記の事由が2つ以上発生した場合、前項の刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

⑦ 本条に定めるすべての場合において、有責者が当局、その職員または公務員としての地位を利用した場合には、さらに6年から12年の絶対的公権剥奪刑が科される。

第182条 **（2022年改訂）** ① 性的な目的で16歳未満の未成年者に性的行為を目撃させた者は、たとえ加害者がそれに参加していなかったとしても、6月から2年の禁固刑に処せられる。

② 16歳未満の未成年者が目撃した性的行為が性的自由に対する犯罪を構成する場合、刑は1年から3年の禁固となる。

第183条 **（2022年改訂）** ① インターネット、電話またはその他の情報通信技術を通じて16歳未満の未成年者と接触し、第181条および第189条に記載されている犯罪を行うためにその未成年者と会う提案する者は、そのような提案が接近を目的とした実質的行為を伴う場合、1年から3年の禁固刑または12から24月の罰金刑に処せられる。ただし、犯した犯罪に対応する刑をがいしない。接近が、強制、脅迫または欺瞞によって得られた場合、刑は下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

② インターネット、電話その他の情報通信技術を通じて16歳未満の未成年者に接触し、未成年者を騙してポルノ素材を（自己に）提供させる、または、未成年者が映るまたは現れるポルノ画像を（自己に）見せることを目的とした行為を行う者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

第 183 条の 2 (2022 年改訂) 第 178 条第 2 項に規定する事由のいずれかが発生する場合を除き、犯行者が、年齢および身体的・心理的発達または成熟の度合いによって未成年者に近い人物である場合、16 歳未満の未成年者の自由な同意は、本節に規定する犯罪に対する刑事責任を除外する。

### 第 3 節 セクハラ (性的嫌がらせ) の罪

第 184 条 (2022 年改訂) ① 労働、教育または役務の提供関係の中で、自身または第三者に性的好意を、継続的または習慣的に要求し、そのような行為で、被害者に客観的かつ重大な畏怖、敵意または屈辱の状態を引き起こした者は、セクハラ犯として、6 月から 12 月の禁固刑、または、10 月から 15 月の罰金刑および 12 月から 15 月の職業、職務または活動の個別公権剥奪刑に処せられる。

② セクハラの有責者が、労働、教育または階層秩序関係の優越的地位を利用して、または、その者の保護または監護に服している (被害) 者の上に、あるいは、当該関係の中で被害者が得ることができる合法的期待に関連する害悪を (被害者に) 加えると明示または黙示的に表明して、(セクハラ) 行為を行った場合は、刑は、1 年から 2 年の禁固刑および 18 月から 24 月の職業、職務または活動の個別公権剥奪刑となる。

③ 同様に、セクハラの有責者が、未成年者の保護または矯正施設、外国人収容施設、その他の拘留、保護または受入れ施設で、一時滞在であってもセクハラ行為を行った場合、刑は 1 年から 2 年の禁固刑および 18 月から 24 月の職業、職務または活動の個別公権剥奪となる。ただし、第 443 条第 2 項の規定を害しない。

④ 被害者が、年齢、疾病または障害の理由で、特に (被害に) 脆弱であるときは、刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

⑤ 第 31 条の 2 の規定に従って、法人がこの犯罪の責任を負う場合、6 月から 2 年の罰金刑が科される。第 66 条の 2 に定められた規則に従って、裁判官および裁判所は、同じく、第 33 条第 7 項の b) から g) に規定されている刑を科することができる。

### 第 4 節 露出と性的挑発の罪

第 185 条 未成年者または特別な保護が必要な障害者の前で猥褻表示行為を行った、または、他の者に行わせた者は、6 月から 1 年の禁固刑、または、12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

第 186 条 未成年者または特別な保護が必要な障害者の間で、いかなる直接的な手段によって、ポルノ資料を販売、流布または展示した者は、6 月から 1 年の禁固刑、または、12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

### 第 5 節 売春および未成年者の性的搾取と墮落に関連する罪

第 187 条 ① 暴力、威嚇または詐術を用いて、あるいは、優越的地位または被害者の困窮または脆弱の状況を利用して、成年者に売春を行う、または、維持することを決心させる者は、2 年から 5 年の禁固刑、または、12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

他人の売春行為を利用して利益を得る者には、たとえ同意があっても、2年から4年の禁固刑および12月から24月の罰金刑が科される。いずれにしても、次の事由のなんらかが伴うときは、(売春行為)利用があるとみなされる：

- a) 被害者が人的または経済的脆弱性の状況にあること。
  - b) その売春行為に負担付き、不均衡的または濫用的条件が科されていること。
- ② 前項に規定される刑は、それぞれの場合、次の事由のなんらかが伴うときは、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される：
- a) 有責者が、当局、当局の職員または公務員の地位を利用したとき。この場合、さらに、6年から12年間の絶対的公権剥奪刑が科される。
  - b) 有責者が、それらのような活動の実現に従事した犯罪組織またはグループに所属していたとき。
  - c) 有責者が、被害者の生命または健康を、故意または重大な過失で危険に置いたとき。
- ③ 上記の刑は、それぞれの場合に、売春させられた者に加えられた性的侵害または濫用に対応する刑を害せず、科される。

第188条 ① 未成年者または特別な保護が必要な障害者の売春行為を教唆、促進、便宜供与または容易化する者、それで利益を得る者、または、なんらかの方式で未成年者または特別な保護が必要な障害者をその目的で利用する者は、2年から5年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる。

被害者が、16歳未満の未成年者であった場合は、4年から8年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる。

- ② 前項の行為が、暴力または威嚇をもって行われた場合は、規定の罰金刑の他に、被害者が16歳未満の未成年者のときは、5年から10年の禁固刑が科される。その他のときは、4年から6年の禁固刑が科される。
- ③ 次の事由のなんらかが伴うときは、前各項に規定される刑より1段階高い刑が、それぞれの場合、科される：
  - a) 被害者が、年齢、疾病、障害または地位の理由で特に(被害に)脆弱であるとき。
  - b) 犯罪の実行に、有責者が、被害者との血縁または養子あるいは姻族関係により尊属、卑属または兄弟姉妹であることでの優越関係または親族関係を用いたとき。
  - c) 犯罪の実行に、有責者が、当局、当局の職員または公務員の地位を利用したとき。この場合は、さらに、6年から12年間の絶対的公権剥奪刑が科される。
  - d) 有責者が、被害者の生命または健康を、故意または重大な過失で危険に置いたとき。
  - e) 2人以上の共同行動で犯行が行われたとき。
    - a) 有責者が、一時的にでも、そのような活動の実現に従事した組織または団体に所属していたとき。
- ④ ある報酬または約束と引き換えに、未成年者または特別な保護が必要な障害者

との性的関係を申し込む、承諾する、または、得る者は、1年から4年の禁固刑に処せられる。未成年者が16歳未満だった場合は、2年から6年の禁固刑が科される。

⑤ 上記の刑は、それぞれの場合に、未成年者または特別な保護が必要な障害者に加えられた性的侵害または濫用に対応する刑を害せず、科される。

第189条 ① 次の者は、1年から5年の禁固刑に処せられる：

a) 未成年者または特別な保護が必要な障害者を、見世物またはポルノの目的をもって、または、公衆または私的見世物またはポルノ興業で、あるいは、媒体の如何に係わらず、なんらかのポルノ資料作成のため、獲得または使用した者。または、これらの活動のなんらかに資金援助した、または、それで利益を得た者。

b) 児童ポルノまたはその制作に特別な保護が必要な障害者が使用されたポルノを制作、販売、流通、展示、提供した者、または、その制作、販売、流通、または、いかなる媒体での展示を容易にした者、または、資料が外国から来たものであっても、また、不明であっても、これらの目的で所持していた者。

本章のために、次のものは、児童ポルノまたはその制作に特別な保護が必要な障害者が使用されたポルノとみなす：

a) 未成年者または特別な保護が必要な障害者が、性的に明白な、実際の、または、仮装の行為に参加しているのを視覚的に表示する全ての資料。

b) 主に性的目的での未成年者または特別な保護が必要な障害者の性器官のあらゆる表示。

c) 未成年者と見える者が性的に明白な、実際の、または、仮装の行為に参加しているのを視覚的に表示する全ての資料。または、主に性的目的での未成年者と見える者の性器官のあらゆる表示。ただし、未成年者と見える者が、画像を撮ったときに、実際は、18歳以上であった場合は除かれる。

d) 未成年者が性的に明白な行為に参加している現実的画像、または、主に性的目的での未成年者の性器官の現実的画像。

② 次の事由のなんらかが伴うときは、本条第1項に規定される行為をする者は、5年から9年の禁固刑に処せられる：

a) 16歳未満の未成年者を使用するとき。

b) 行為が、特に卑劣または屈辱的な性質を持つとき。

c) ポルノ資料が、身体的または性的暴力の被害者である未成年者または特別な保護が必要な障害者を表示しているとき。

d) 有責者が、被害者の生命または健康を、故意または重大な過失で危険に置いたとき。

e) ポルノ資料が（経済的に）明白な重要性を有したとき。

f) 有責者が、一時的にでも、そのような活動の実現に従事した組織または団体に所属していたとき。

g) 有責者が、未成年者または特別な保護が必要な障害者の（事実上の、または、

一時的であっても、法律上の) 尊属、後见人、保佐人、補助人、教師、または、その他なんらかの責任者であるとき、または、その者と同居する者であるとき、または、信頼または権威の認められたその地位を濫用して行動した他の者であるとき。

h) 累犯の加重事由が伴うとき。

③ 第1項前段の a)号に係わる行為が、暴力または威嚇で行われた場合は、前各項に規定される刑より1段階高い刑が科される。

④ 未成年者または特別な保護が必要な障害者が出演する見世物興業またはポルノ興業に知って出席した者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

⑤ 児童ポルノを、または、その制作に特別な保護が必要な障害者が使用されたポルノを、自己の使用目的で取得または所持する者は、3月から1年の禁固刑、または、6月から2年の罰金刑に処せられる。

情報・通信技術の手段で、児童ポルノに、または、その制作に特別な保護が必要な障害者が使用されたポルノに知ってアクセスする者には、同じ刑が科される。

⑥ 未成年者または特別な保護が必要な障害者をその親権、後見、保佐または保護の下に置き、その者の売春または墮落の状況を知っていて、その継続阻止に全力をつくさない、または、未成年者または特別な保護が必要な障害者の保護手段が欠けている場合で、管轄当局に(阻止)目的で申し出ない者は、3月から6月の禁固刑、または、6月から12月の罰金刑に処せられる。

⑦ 検察庁は、前項に規定される行為のなんらかに陥る者から親権、後見、保佐、保護または里親を剥奪するために適切なアクションを取る。

⑧ 裁判官および裁判所は、児童ポルノを、または、その制作に特別な保護が必要な障害者が使用されたポルノを掲載または流布するウェブページまたはインターネット・アプリの撤去のために、または、場合によっては、それらにスペイン国内のインターネット・ユーザがアクセスすることをブロックするために、必要な措置の採用を命じる。

これらの措置を、検察庁の要請により保全的性格で取り決めることができる。

第189条の2 (2022年改訂) 本節および本章第2節および第4節に規定されている犯罪の実行を発起、奨励、扇動することを特に目的としたコンテンツを、インターネット、電話またはその他の情報通信技術を介して公衆に配布または伝搬は、6月から12月の罰金刑、または1年から3年の禁固刑に処せられる。

司法当局は、前段で言及されるコンテンツの削除、主に当該コンテンツを提供するサービスの中断、または、国外にある場合にはその両方のブロックに必要な措置を講じるよう命じる。

第189条の3 第31条の2の規定に従って、法人が本節に含まれる犯罪に有責のときは、次の刑が科される：

a) 得た収益の3倍から5倍の罰金刑、自然人により犯された犯罪が5年超の禁固刑が予定されている場合。

- b) 得た収益の2倍から4倍の罰金刑、自然人により犯された犯罪が前号に含まれない2年超の禁固刑が予定されている場合。
- c) 得た収益の2倍から3倍の罰金刑、残りの場合。
- d) 本法の第33条第7項b)の規定に従い、法人の解散。第66条の2に規定される規則に従って、解散と両立する同条で規定されるその他の刑を言渡すことができる。

## 第6節 前各節に共通する規定

第190条 本節に含まれる犯罪に対して科せられた外国裁判官または裁判所の有罪判決は、再犯の加重事由の適用の効果について、スペイン裁判官または裁判所の判決と同等とみなされる。

第191条 (2022年改訂) ① 性的侵害およびセクハラの罪による訴訟手続きするには、被害者またはその法定代理人の告発、あるいは、現実の正当な利益を考量して行為する検察庁の告訴が必要である。被害者が未成年者、特別な保護が必要な障害者または貧窮者である場合、検察庁の告発で十分である。

② これらの犯罪では、被害者または法定代理人の宥恕は、刑事訴訟またはその種類の責任を消滅させない。

第192条 (2022年改訂) ① 本章に含まれる犯罪の1個以上で有罪判決を受けた者には、更に、自由剥奪刑の後で行使される監視付き釈放の保安処分を科すことができる。当該保安処分の期間は、犯罪のなんらかもが重罪の場合、5年から10年で、1個以上の準重罪の場合、1年から5年となる。この最後の(準重罪の)場合、初犯者による1個の犯罪のとき、裁判所は、その者の危険性の少なさに留意して監視付き釈放の保安処分を科す、または、科さないことができる。

② 本章に含まれる犯罪実行に主犯または幫助犯として介入する、未成年者または特別な保護が必要な障害者の尊属、後見人、保佐人、補助人、教師、または、そのなんらかの(事実上の、または、法律上の)代理人は、対応する刑の下限を上下限の差分の半分上回らせた刑に処せられる。

この規則は、犯罪実行の状況が問題となっている刑の種類において特に考慮されるときは、適用されない。

③ 司法当局は、被害者が未成年の場合、第1節または第5節の犯罪のなんらかの、および、いずれにしても、第2節の犯罪のなんらかの実行有責者に、そこで規定される刑に加えて、親権剥奪刑または親権、後見、保佐、監護または里親の権利の行使について個別的公権剥奪刑を4年から10年の期間で、科す。本章の残りの犯罪の有責者には、かかる犯罪に示された刑に加えて、親権剥奪刑または親権、後見、保佐、監護または里親の権利の行使について個別的公権剥奪刑を6月から6年の期間で、科すことができ、同じく6月から6年の公的雇用、公職、または、有給または無給の職業または仕事の行使についての資格剥奪刑を科すことができる。

同様に、司法当局は、前数条に従って対応する刑を害しないで、本章に含まれる犯罪の有責者に対し、未成年者との定期的かつ直接の接触を伴う有給か無給かにかか



わらないあらゆる職業、仕事または活動について個別的公権剥奪刑を、重罪の場合には、判決で科された自由?奪刑の期間より5年から20年の間で長く、また、準重罪の場合は2年から20年の間で長く、科す。どちらの場合も、犯罪の重大さ、犯した犯罪の数、有罪判決を受けた者の状況に比例的に留意する。

第193条 性的自由に反する犯罪の有罪判決では、民事責任に対応する言渡しに加えて、場合によって、親子関係および養育費の設定のために妥当な言渡しが行なわれる。

第194条 (2022年改訂) 本章の第4節および第5節に類型化されているケースでは、犯行の実行において、施設または場所が、公衆に開放されているか否かに係わらず、使用されたときは、有罪判決においてその確定的閉鎖を言い渡す。この閉鎖は、また、保全的性格で採用することができる。

第194条の2 (2022年新設) 本章の犯罪に規定される刑は、実行された身体的または精神的暴力行為に対応する可能性のある刑を害しないで、科される。